

日本近代都市 計画の百年

石田頼房著

自治体研究社

代自治選書

日本近代都市計画の百年 石田頼房著

定価2,000円

ISBN4-88037-086-X C3352 ¥2000E

目次

第1章 日本近代都市計画史の時期区分と全体像 ……9

1. 日本近代都市計画史の時期区分 9

(1)百年を8期に時期区分

(2)各期の概要と特徴

2. 日本近代都市計画の百年を貫くもの 15

(1)外国都市計画技術の影響

(2)歴史を貫くいくつかの課題

第2章 欧米都市構築技術による封建都市の改造 ……21

1. 江戸時代から引きついだ都市の実態 21

2. 銀座煉瓦街——欧米技術による都市改造 32

(1)銀座煉瓦街建設の経過

(2)住民たちの抵抗、社会的評価

3. 日比谷官庁集中計画——実現しなかった近世ヨーロッパ

風都市設計 44

第3章 市区改正の時代 ……51

1. 東京市区改正の動き 51

2. 東京市区改正を進めるための都市・建築法令 63

(1)東京市区改正条例等の公布

(2)東京市区改正条例の内容

(3)最新知識の土地建物処分規則

(4)制定されなかった家屋建築条例

3. 東京市区改正の計画 75

- (1)東京市区改正計画の性格
- (2)東京市区改正計画の内容

4. 東京市区改正事業の実態 84

- (1)上水道事業期
- (2)市街鉄道事業期
- (3)下水道事業期

5. 東京市区改正の思想 91

- (1)「道路橋梁及河川ハ本ナリ水道家屋下水ハ未ナリ」
- (2)東京市区改正をめぐる論議

6. 東京以外の都市における市区改正 97

- (1)大阪の市区改正
- (2)京都の場合

7. 明治期の民間ダイロパー 101

第4章 都市計画制度の確立とその内容107

1. なぜ都市計画法が必要になったのか 107

2. 国家の事務としての都市計画 114

- (1)中央集権的な都市計画制度
- (2)都市計画区域
- (3)都市計画決定と計画の機能
- (4)都市計画財源と受益者負担金
- (5)都市計画官僚・技術者層の誕生

3. 都市計画新技術の導入 125

- (1)土地区画整理——農地の整備手法から生れた都市計画技術
- (2)用途地域制——育ちきれなかった新技術
- (3)「建築線」制度——公費を投ぜず実現する都市計画
- (4)手法の結合と全体的計画

第5章 関東大震災と復興都市計画145

1. 関東大震災と復興都市計画の意義 145

- (1)関東大震災の被害と復興事業の経過
- (2)関東大震災復興都市計画の意義

2. 既成市街地への区画整理の適用と反対運動 154

- (1)既成市街地に適用する区画整理技術
- (2)震災復興区画整理に対する反対運動
- (3)復興区画整理のプラン

3. 同潤会、計画的住宅供給の試み 166

第6章 戦時下、都市計画の進歩の中断175

1. 1930年代初頭までの都市計画の進歩 175

2. 戦時体制下の国内都市計画・地方計画 180

- (1)大都市圏計画とその変質
- (2)工業分散とナチスドイツの国土計画理論
- (3)新興工業都市計画と神都都市計画
- (4)疎開計画と戦時体制下都市計画の終末

3. 侵略戦争と植民地・占領地の都市計画 198

- (1)植民地・占領地の拡大と都市計画技術の進出

- (2)支配権力と近代都市計画理論・技術の適用
- (3)先進的な都市計画法制度

第7章 戦後復興期の都市計画209

1. 戦争による都市の被害と戦後の都市生活 209

2. 戦災復興都市計画の実態と評価 213

- (1)戦災復興都市計画の方針と復興の思想

- (2)復興都市計画のプラン

- (3)理想的に過ぎた東京の戦災復興都市計画

- (4)戦災復興都市計画事業の実施

- (5)再検討という名目の復興事業の打ち切り

3. 戦後期における都市計画制度改革の動き 232

- (1)地方自治制度確立期における都市計画法改正の流産

- (2)未完成品だった1950年建築基準法

- (3)基本法の重要性、英国の1947年都市農村計画法と比較して

第8章 高度経済成長下の都市開発と計画245

1. 基本法不在の時代 245

- (1)時代遅れの基本法、復活する資本主義・大都市
- (2)国家目的にかなう都市計画、特別都市建設法の思想

2. 高度経済成長下の開発と地域・都市のひずみ 250

3. 基本法不在時代の都市計画 254

- (1)多様な事業主体・事業法
- (2)進む大規模都市開発事業と新しい都市空間の創出
- (3)めざましい都市開発の影、もたらされたひずみ

4. 大都市圏および地方都市圏の計画 271

- (1)首都圏整備計画；グレーターロンドンプランをモデルに
- (2)巨大都市肯定論にもとづく第二次首都圏基本計画
- (3)地方都市圏計画

5. 民間アイベロパーと高度経済成長 283

- (1)第二次大戦前の民間アイベロパー

- (2)戦後の民間アイベロパー

- (3)多様な分野への民間アイベロパーの進出

6. 都市計画コンサルタント 290

第9章 新基本法体系と計画規制の強化295

1. 新基本法体系の時代背景 295

- (1)深まる矛盾、規制強化の必要性

- (2)住民運動の高揚と革新自治体の誕生

2. 新都市計画法と建築基準法改正の内容と問題点 305

- (1)都市計画手続の民主化

- (2)土地利用規制の強化、「計画なきところ開発なし」へ向けて

3. 都市計画における住民主体、地方の時代 315

4. 地区計画法の創設と運用 319

- (1)新都市計画法以後の都市計画法制度の動き

- (2)地区計画法制度；具体的に詳細な街づくりの手法

第10章 ゆっくりと確実に、次の百年へ向けて325

1. 都市計画の進歩への逆流——反計画の動き 325

2. 都市計画における新しい動きと歴史 332

- (1) 日本都市計画の国際化
- (2) 欧米近代都市計画パラダイムの崩壊?
- (3) 都市計画の新しい目標像
- (4) 都市計画における人づくり、学習

3. ゆっくりと確実に、次の百年へ向けて 341

日本近代都市計画史年表	348
あとがき	369
事項索引	373
人名索引	386
図表一覧	387

第1章 日本近代都市計画史の時期区分と全体像

1-1 日本近代都市計画史の時期区分

1888年(明治21年)の東京市区改正条例の公布、あるいは、翌1889年(明治22年)の同条例施行と市区改正設計の告示をもって日本の近代都市計画の始まりとすれば、ほぼ100年の歳月が経過したこととなります。この本のタイトルを「日本近代都市計画の百年」としたのも、そのような理由によります。この本では、少しさかのぼって1870年代から1980年代までの、110年あまりの期間の日本の都市計画の変遷について扱います。

(1) 百年を8期に時期区分

この期間を日本の都市計画の展開に着目して時期区分をしてみますと、おおよそ八つの時期に区分することが出来ます。すなわち、

第6章 戦時下、都市計画の進歩の中断

6-1 1930年代初頭までの都市計画の進歩

都市計画の着実な前進

1919年（大正8年）から1930年代にかけて、つまり時代区分でいえば第3期から第4期の始めにかけての時期は、日本の都市計画制度が一応整い、都市計画の理論・技術・実践が着実な進歩の道を歩み始めた時期です。都市問題や都市計画に関する研究が活発に行なわれ、諸外国の都市計画制度や思想の紹介なども、数多く、しかも遅れることなく行なわれるようになります。

前にも述べたように、内務省都市計画課を中心に全国の都市計画関係者の組織として1918年（大正7年）に設立された都市研究会は、雑誌「都市公論」を発行し、都市計画講習会を開くなど活発な活動を続けます。

後藤新平の提唱で1922年（大正11年）に設立された東京市政調

査会は、1925年(大正14年)雑誌「都市問題」を創刊し、また数多くの都市・都市行政・都市計画に関するパンフレットや書籍を発行しました。中でも「市政調査資料」等として発行された外国都市計画技術に関する紹介は、発展途上の日本都市計画技術にとって貴重であったと思われまゝ。また東京市政調査会が独自に行なった日本の都市計画に関する調査研究にも貴重なものも少なくありませんでした。^{*1} また内務省都市計画課や、関東大震災復興事業を担当していた内務省復興局も、継続的に都市計画制度に関する研究や啓発にあたりまゝ。

欧米都市計画の発展と日本への紹介

一方、欧米の都市計画制度・技術・思想にも、1910年代以後大きな発展が見られます。

例えば、イギリスの都市計画制度を確立したのは、1909年住居および都市計画法であり、さらにこれを改正した1919年住居および都市計画法でした。この法律では都市全体に対する全般的な計画の他に、都市拡張が想定される地区についてはその将来像を具体的にえがいた計画(Scheme)を作成するようになっていました。この法律については、1925年(大正14年)市政調査会発行の『イギリスの都市計画法』の中で紹介されています。ドイツでは、1900年

* 雑誌「都市問題」は、戦時中休刊した時期があるが、現在も月刊誌として続いている。

* 2 例えば『イギリスの都市計画法』1925、『地域制』1925、『地帯収用』1927、『イギリスの田園都市』1927、『ドイツ都市に於ける土地区画整理の実例』1924、『ドイツにおける土地区画整理』1924年、などがある。

* 3 例えば『本邦都市計画事業と其財政』東京市政調査会、1929、は六大都市およびいくつかの中小都市の都市計画事業とその財政について調査分析した報告書である。

ザクセン一般建設法が極めて優れた法制度で諸外国からも高く評価されていたが、比較的限定された地域(ザクセン王国)の法律でしたから、ドイツ全体として見れば1918年住居法が都市計画の発展の上に果たした役割が大きかったといえます。前者については、1924年(大正13年)に復興局が解説つきで翻訳発行しております^{*}し、後者は街路線および建築線にかかわる部分(都市計画的規定の主要部分)を1923年(大正12年)に帝都復興院が翻訳しています^{*2}。

アメリカでは、地域地区制が工業の立地規制、住宅地の居住環境の保護、建物の高さ制限などの観点から導入され、発展し、1909年のロサンゼルス地域制、1916年のニューヨーク地域制条例などが生まれていました。日本の1919年市街地建築物法の用途地域は、これらとほぼ同じような内容でした。しかし1920年代に入ると、アメリカではコミュニティの変質を恐れる中産階級の意向も反映して、地域制はより細分化の方向にむかいます。1925年(大正14年)に東京市政調査会が発行した『地域制』は、1921年ぐらいまでの動きを紹介しています。

都市計画思潮・都市計画運動という点では、1898年のハワードの田園都市論にもとづいて1903年に建設が始まったロンドン郊外のレッチワース田園都市は、1911年には計画人口の4分の1を越える人口が定住し、開発にあたった田園都市株式会社は利益を計上出来るようになり、1918年からは継続的に配当が出来るままでになっていて、田園都市構想の成功は誰の眼にも明らかでした。1907年(明治40年)に内務省地方局有志が発行した『田園都市』は、確かにハワードの田園都市論、レッチワース田園都市およびポート・サ

* 復興局官房計画課「独乙ニ於ケル都市計画法制及行政、ザクセン一般建築法」1924。

* 2 帝都復興院計画局「プロシヤ建築線法」1923。

ンライト、ボーンヴィルなどのカンパニータウンなどについてもふれてはいますが、全体として日本農村の矯風改良といったことにひきつけて紹介していました。これに対し、1926年(大正15年)東京市政調査会発行の『イギリスの田園都市』では、成功しつつある都市計画運動として紹介し、日本でも取り組むべき課題として研究しているのは、受けとめる側である日本の都市計画事情の発展のあらわれといえるでしょう。

イギリスでハワードの『明日の田園都市』をきっかけに生れた田園都市運動は、国際田園都市協会に発展し、さらに国際都市計画協会となり、毎年テーマを決めて「国際都市計画会議」が開かれるようになってきました。日本も1920年代にはこのような国際会議に代表を送り、直接欧米諸国の都市計画家たちと交流し、情報を入手し、実情を視察するようになりました。大都市圏計画をテーマとした1924年アムステルダム国際都市計画会議は、特に日本の地域計画・都市計画に大きな影響を与えたものとして知られています。なお、この会議には、後に日本都市計画界の理論家の一人となった石川栄耀も出席しています。

1920年代の終り頃のル・コルビジエなどのCIAM^{*}(現代建築国際会議)の都市計画論、アメリカにおけるC.A.ペリーの近隣住区論なども、ほとんど時をおかず日本に紹介され、日本の計画に反映しています。

このように、1930年代の初頭には、日本の近代都市計画は欧米近代都市計画との落差を埋め、急速に発展する可能性を持つに至っ

* CIAM(現代建築国際会議)は1927年に結成され、近代建築運動に大きな影響のあった組織。1933年の第4回会議でまとめられた「アテネ憲章」は居住・都市に関する原則を打ち出した。

たといえます。

侵略戦争と都市計画

しかし、1930年代以降の第4期は、日本の近代都市計画にとつて輝かしい進歩の時代とはなりませんでした。1931年(昭和6年)のいわゆる「満州事変」に始まり、日本は中国大陸に対する侵略戦争を急速に押し進めてゆき、やがて第二次大戦へと戦火は拡大してゆきます。

日本近代都市計画史の第4期は、ちょうどこの15年戦争の時期の都市計画ということになります。ただ時期が重なるとか、戦時体制下の都市計画であったというだけではありません。都市計画は海外植民地・占領地では軍事拡大政策の一端をにない、支配と収奪の道具となったのです。また、国内では「防空(敵の飛行機による空襲から防ぐ)」が都市計画の目的となり、あるいは天皇制を賛美し国民を戦争にかりたりてる精神動員の一翼を担って「神都」都市計画を進めるようなことになってゆくののです。

この時期に占領地・植民地などでは強力な軍事支配権力と結びついて、近代都市計画制度・技術の実験が試みられます。それは表面的に見れば日本都市計画制度・技術の進歩でしたし、その到達した水準は相当高いものということができますが、それは植民地・占領地の権力に支えられた「あだ花」にすぎません。その証拠には、そのような「進歩」は決して国内には反映させませんでした。日本近代都市計画史の第4期を「都市計画の進歩の中断」と性格づけるのはこういう理由からです。

以下、この期の日本都市計画の状況を国内と国外(植民地・占領地)にわけて振りかえって見ましよう。

6-2 戦時体制下の国内都市計画・地方計画

(1) 大都市圏計画とその変質

前にも述べましたが、1910年頃から日本の大都市も都市拡張、郊外都市街化の時代に入っていました。東京では大震災をきっかけに一層急速に郊外地の市街化が進みます。

このため、「郊外地統制」、いまの言葉で言えば「スプロールの規制」が重要な課題となっていました。1919年都市計画法および市街地建築物法で、用途地域制、「建築線」制度、土地区画整理などの、郊外地の市街化にいわば局部的に対応する都市計画法技術は導入されていますが、それをどのように適用し、大都市をどのような将来像に誘導してゆくのかというマスタープランの問題が解明されていませんでした。

アムステルダム会議の影響

そのような状況にありましたが、1924年アムステルダム国際都市計画会議の大都市圏計画の7原則は、日本の都市計画家達に大きな刺激となったのです。特に、母都市の市街地を緑地帯でとり囲むことによってその膨張を抑制し、その外側に衛星都市を配置するという大都市圏計画のプロトタイプ（原型）と、都市計画の上位計画として地方計画が必要であるという指摘は、日本の大都市圏計画

* 7原則の要点は①大都市の無限の膨張は望ましくない、②衛星都市建設による人口分散、③緑地帯による市街地とりのかこみ、④自動車交通の発達には要注意、⑤大都市のための地方計画、⑥地方計画の弾力性、⑦土地利用規制の確立、である。

をめぐる動きに一定の方向づけを与えました。

アムステルダム国際都市計画会議の内容は、復興局計画課が1926年（大正15年）に発行したパンフレット『地方計画衛星都市及田園都市』で日本に紹介され、多くの書籍でもふれられるようになります。^{*}1930年（昭和5年）秋の第2回全国都市問題会議の第1主題は「都市の郊外地統制」であり、この会議の主報告者の飯沼一省（内務省都市計画課）は「欧米地方計画概観」という主報告をおこない、アムステルダム会議にもふれています。^{**}そして、地方計画の必要性という点は、第2回全国都市問題会議の関係当局への進言の中心に位置づけられたのです。

1933年（昭和8年）の都市計画法改正で、総ての「市」と内務大臣の指定する町村に都市計画法を適用し、原則としてそれらの市町村の区域をもって都市計画区域とすることになりました。この結果、大都市地域などで連担して市街化されつつある地域の町村が従来であれば中心市の都市計画区域に含まれて都市計画法の適用を受けていたのが、独立に都市計画法の適用を受け、別個の都市計画区域の指定を受けることが出来ることになりました。^{**}したがって、大都市地域では複数の都市計画区域の間の調整が必要となり、その結果として制度論としても計画論としても地方計画が大いに論じられる

* 例えば、飯沼一省『都市計画の理論と法制』良書普及会、1927、は冒頭でアムステルダム会議について述べている。

** 2 『第2回全国都市問題会議〈1〉研究報告』東京市政調査会、1930、所収。

* 3 1933年（昭和8年）時点で大阪都市計画区域には大阪市の他、吹田町・千里村など郊外11町村が含まれていたが、それより外郊の豊中町、高槻町、布施町等は、1933年（昭和8年）12月にそれぞれ別個の都市計画区域として指定された。また、1943年（昭和18年）には岸和田都市計画区域から貝塚都市計画区域が分離独立している。

ようになります。

日本の大都市圏計画の性格

この時期に立案された大都市圏の地方計画としては、東京に関するものとして、1936年(昭和11年)の関東国土計画、1939年(昭和14年)の東京緑地計画、1939~1941年(昭和14~16年)の関東地方計画大東京地区計画(図6-1参照)、1943年(昭和18年)の大都市圏陳開計画などが知られており、近畿に関するものでは1936年(昭和11年)の近畿地方計画があります。このほか北九州地方計画、福岡地方計画、名古屋地方計画などもあったといわれています。

これらの大都市地方計画の性格は複雑です。一面ではアムステルダム国際都市計画会議で世界の都市計画家の衆知を集めて検討された結果である大都市圏計画の原則を日本の大都市に忠実に適用したという側面、即ち日本近代都市計画の進歩の現われでした。しかし同時に、既に15年戦争に突入していた時代の流れを反映し、次第に軍事色の濃い計画^{*}になっていったのです。例えば関東地方大東京地区計画(1940)は、東京の30~40km圏を大東京地区と呼び、その範囲を大都市区域(母都市)、緑地帯、田園郊外、工業振興区域(衛星都市)、農業地域に5区分しています(図6-1)。これは、母都市・グリーンベルト・衛星都市というアムステルダム会議の大都市地域計画論の教科書的適用です。しかし、この計画の環状道路(いまの国道16号線に該当する位置)は、東京周辺の軍事基地を環

^{*} 東京の大都市圏計画の戦前の状況については、石田頼房「東京大都市圏計画の展開について」(『地域と自治体 第9集』自治体研究社)1978、および、石田頼房「日本における市街化抑制のための地域制の発展—1945年まで」(『都市計画と居住環境』東京都立大学都市計画研究室)1978などを参照。

^{**} 都市計画東京地方委員会「大東京の膨張と其の対策」(『本邦都市発達の動向と其の諸問題(下)』1940、に詳しく述べられている。

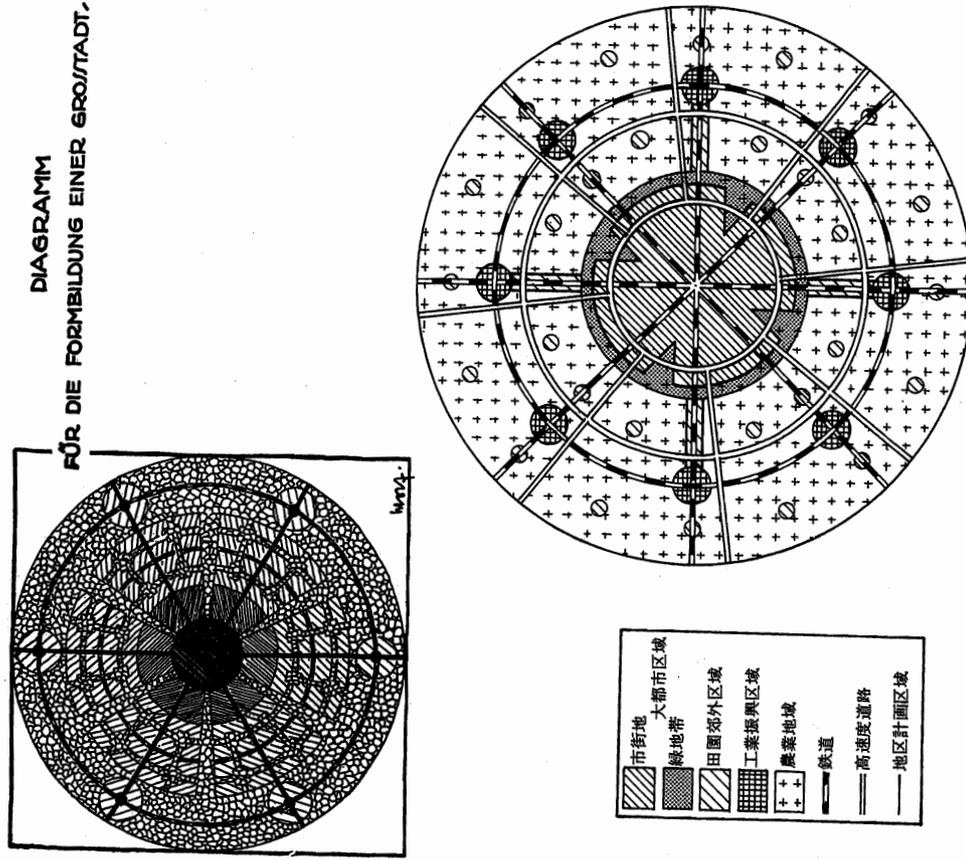


図6-1 関東地方大東京地区計画(1940)とP.ウオルフの大都市計画(1917)
 関東地方大東京地区計画のこの模式図は、都市計画東京地方委員会「大東京の膨張とその対策」(『本邦都市発達の動向と其の諸問題(下)』1940、で発表されたもので、市街地を狭い幅の緑地帯で囲み、その外側の農業地域に「田園郊外区域」と「工業振興地域」を配置している。このような模式図は欧米の大都市圏模式図と類似性をもっている。ここでは有名なP.ウオルフの1917年の模式図を示した(Paul Wolf "Städtebau" Klinkhardt u. Biermann, Leipzig 1919)。

状にながく役割を持っていましたし、環状鉄道には「列車砲を走らせ得る」ということが方針となっていたという話もあります*。

東京緑地計画と帝都防備

1933年(昭和8年)から1939年(昭和14年)にかけて策定作業が行なわれた東京緑地計画(図6-2)は、後に防空法にもとづく東京防空空地計画(図6-3)に引き継がれますが、当初は東京市民のレクリエーションゾーンを東京市郊外に設け、これによって郊外の市街地の拡張も抑制しようというもので、前述の第2回全国都市問題会議の提言の具体化ともいえるものでした。

ところが、1937年(昭和12年)に中国侵略戦争が開始され、その年に防空法が制定されます。さらに1940年(昭和15年)には都市計画法の改訂により「防空」が都市計画の目的として第1条にかかげられるようになると、東京緑地計画も次第に軍事的色彩をおびて来ます。1937年(昭和12年)6月に東京緑地計画協議会での協議事項に「帝都防備ト空地」が加わり、協議会構成メンバーの中でも東京防衛司令部などの軍関係者が重きをなして来ます。また緑地計画の論理にも軍事的なものが多くなって来ます。東京市内に計画された591か所の小公園も、始めは近隣住区論の考え方によって住区に1か所ずつ小公園を配置するというような考え方だったので、後には高射砲陣地の配置計画から意味づけられるようになって来*ます。高射砲というのは円錐形を逆さまにたてたように弾を撃ち上げる範囲があるので、その円錐形が切れ目なしに連なってゆくとためには、防空空地が一定の間隔以下でなければならぬという

* 『日本都市年鑑3巻』東京市政調査会、1934、p.31。

* 2 雑誌『公園緑地』1939年2・3月号の「大東京都市計画・緑地問題座談会」における東京防衛司令部参謀長西村少将の発言によく示されている。

図6-2 東京緑地計画(1939)

この計画は、1932年から1939年までの間、東京緑地計画協議会で検討し立案された。本来レクリエーションのための緑地計画であったが、途中から「防空」が目的に加わった。緑地帯の中に6か所の緑地が「紀元2600年記念事業」として確保され、現在の都立公園になっている。図は『都市構造と都市計画』東大出版会、1968、より。

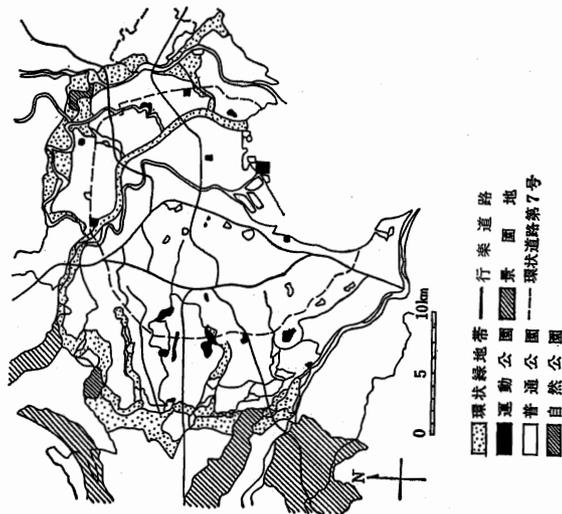
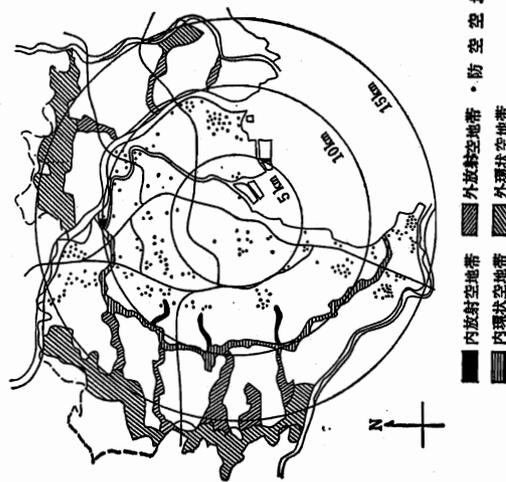


図6-3 東京防空空地および空地帯計画(1943)

1941年防空法の改訂で、建築を禁止的に制限する区域が出来、防空空地及び空地帯計画が定められた。防空空地は高射砲陣地の配置、空地帯は延焼防止と防空戦機関基地の配置を考えた土地地域となっている。図は『都市構造と都市計画』東大出版会、1968、より。



考え方なのです。環状緑地帯も市街地の膨脹抑制というアムステルダム会議の趣旨にそって立案されたというよりは、前に述べた「帝都防備上空地」の一環として取りあげられたという経緯があります。

紀元 2600 年記念事業

この緑地帯は総面積 13,730 ha で、全面買収して緑地的施設用地とする計画でした。その第一着手が「紀元 2600 年記念事業」としての六大緑地造成事業です。「紀元 2600 年」というのは「神武」天皇即位から数えて 2600 年目が 1940 年（昭和 15 年）に当たるといふ、つまり「万世一系」の天皇制を賛美し国民を戦争に駆りたてるためのキャンペーンだったのです。この事業で砧緑地 (81.7 ha)、神代緑地 (71.6 ha)、小金井緑地 (91.8 ha)、舎人緑地 (101.8 ha)、水元緑地 (173.7 ha)、篠崎緑地 (120.5 ha) などの用地買収が行なわれ、一部が整備されます。小金井緑地には紀元 2600 年式典の式殿も皇居前から移築されます。通常なら、この時期に緑地事業にはなかなか支出されなれないような事業費が、天皇制賛美と「国民精神総動員」のためには捻出できたのです。これらの六大緑地のうち、すぐに緑地化されなかつた所は、小作農地にされたいたため戦後農地解放の対象となり、若干の紆余曲折がありました。今日では東京都立の大公園緑地として貴重な存在となっています。しかし、天皇とか明治百年とか言わないと大公園が出来ないのも困ったものです。

防空法と防空空地計画

1941 年（昭和 16 年）に日本は米英等を相手に無謀な全面戦争を開始し、それにともなつて戦時体制を一層強化しました。防空法も同年 12 月に改訂され、同法第 5 条 15、第 5 条 16 などで極めて強力な土地利用規制が出来るようになりました。防空空地（空地帯を

含む) には、農業専用地域に類似する建築禁止的制限を加えることになりました。1943 年（昭和 18 年）3 月には東京および大阪に防空法に基づき防空空地・防空空地帯の指定が行なわれました。東京では 1939 年（昭和 14 年）の東京緑地計画を引き継いだ形ですが、比較してみると、防空空地帯が環状緑地帯より少し内側で大部分は区部に指定されています。防空空地帯は市街地の連帯を防止し空襲の被害を小さくするというねらいもありましたが、防空戦闘機の基地をつくるということも考えられています。現在、光が丘公園・光が丘団地（練馬区）が作られている土地も、このような計画の一端として、1943 年（昭和 18 年）に農民から土地を取りあげて建設された防空戦闘機の飛行場の跡地です。戦後長い間、米軍宿舎用地でしたが 1971 年（昭和 46 年）によりやく返還されたものです。

1920 年頃から 1940 年代にかけて、ヨーロッパ諸国でも大都市圏地方計画が策定されており、その内容の一部は日本にも紹介されました。^{＊2} 1930 年代の日本の大都市圏計画への取り組みは、まさにそのような世界的動きの一環でしたが、同時に軍事的色彩を強め、やがて破綻に向ってゆく第一歩でもあったのです。

(2) 工業分散とナチスドイツの国土計画理論

日本の中国侵略戦争は次第に拡大し泥沼化していきます。1938

＊例えば、ドイツでは、P. Wolf の大都市圏計画モデル (1917)、E. May のフランクフルト市の計画案 (1920 s)、オランダのアムステルダム市の拡張計画 (1934)、イギリスの大ロンドン地方計画報告 (1929・1933)、同じくグレートロンドンプラン (1944) など。

＊2 大ロンドン地方計画報告は内務省計画局が 1939 年（昭和 14 年）に翻訳出版している。

図6-6	ハルビン都邑計画	206
図7-1	東京区部の空襲による罹災区域	211
図7-2	長岡市戦災復興プラン	220
図7-3	本郷文教地区計画案	221
図7-4	東京戦災復興計画の区部土地利用計画	224
図7-5	東京戦災復興都市計画の幹線街路計画	225
図8-1	新宿副都心計画と1965年の容積地区指定	257
図8-2	多摩ニュータウン計画	259
図8-3	霞が関ビル(写真)	261
図8-4	駒沢オリンピック公園計画	264
図8-5	東京の木賃アパート地帯	267
図8-6	第一次首都圏整備基本計画と大ロンドン計画	275
図8-7	東京計画—1960	279
図8-8	東急多摩田園都市計画	287
図9-1	区画整理対策全国連絡会議の発足(写真)	302
表9-1	宅地審議会第六次答申と1968年法の比較	309
図9-2	東京都町田市における線びきの経過	310
表9-2	東京区部における容積率指定面積	313

石田 頼房 (いしだ よりふさ)

1932年 東京生れ。東京大学工学系大学院博士課程修了。

現在 東京都立大学都市研究センター教授。

自治体問題研究所副理事長。

主要著作 『建築線計画から地区計画への展開』(共著, 東京

京都立大学都市研究センター)

『集落計画』(共著, 『建築学大系』第18巻, 彰国社)

『日本近代都市計画史研究』(柏書房)

日本近代都市計画の百年 <現代自治選書>

1987年1月25日 発行

1988年4月20日 第2刷発行

著者 石田 頼房 ©

発行人 向谷 正夫

自治体研究社

〒105 東京都港区芝1-4-9

☎ 03-451-1061

3352-86011-3387

印刷・光陽印刷KK